

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

| No. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1   | 1号機 | 復水脱塩装置復水脱塩塔（No. 2）の内部点検時、ライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを補修          | D    |    |
| 2   | 1号機 | スチームドレンサンプルポンプ（B）の点検時、中間軸受の内面に損傷が認められたため、当該軸受を修理              | D    |    |
| 3   | 1号機 | 主タービクロスアラウンド配管の溶接部浸透探傷検査時、安全弁座溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修         | D    |    |
| 4   | 1号機 | 循環水逆先弁ピットサンプポンプ（A・B）の点検時、軸カップリング等部品の一部に腐食が認められたため、当該部品を交換     | D    |    |
| 5   | 1号機 | 格納容器冷却海水A/B系連絡弁の点検時、弁箱・ボンネットのガスケットシール面に腐食が認められたため、当該シール面を補修   | D    |    |
| 6   | 1号機 | 格納容器冷却海水（A）系ポンプクーラ海水入口逆止弁の点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を修理           | D    |    |
| 7   | 1号機 | 高圧タービン上半ダイヤフラムの目視検査時、浸食及び静翼端部に曲がりがあることが認められたため、当該ダイヤフラムを修理    | D    |    |
| 8   | 1号機 | 低圧タービン（B）下半内部車室の目視検査時、シールリングに浸食が認められたため、当該シーリングを修理            | D    |    |
| 9   | 1号機 | 低圧タービン（B）上半内部車室の目視検査時、シールリングに浸食が認められたため、当該シーリングを修理            | D    |    |
| 10  | 1号機 | 低圧タービン（A）下半内部車室の目視検査時、シールリングに浸食が認められたため、当該シーリングを修理            | D    |    |
| 11  | 1号機 | 低圧タービン（A）上半内部車室の目視検査時、シールリングに浸食が認められたため、当該シーリングを修理            | D    |    |
| 12  | 1号機 | 高圧タービン下半ダイヤフラムの目視検査時、浸食及び静翼端部に曲がりがあることが認められたため、当該ダイヤフラムを修理    | D    |    |
| 13  | 1号機 | 低圧タービン（A）下半ダイヤフラムの目視検査時、浸食及び静翼端部に曲がりがあることが認められたため、当該ダイヤフラムを修理 | D    |    |
| 14  | 1号機 | 低圧タービン（A）上半ダイヤフラムの目視検査時、浸食及び静翼端部に曲がりがあることが認められたため、当該ダイヤフラムを修理 | D    |    |
| 15  | 1号機 | 低圧タービン（B）上半ダイヤフラムの目視検査時、浸食及び静翼端部に曲がりがあることが認められたため、当該ダイヤフラムを修理 | D    |    |
| 16  | 1号機 | 低圧タービン（B）下半ダイヤフラムの目視検査時、浸食及び静翼端部に曲がりがあることが認められたため、当該ダイヤフラムを修理 | D    |    |

| No. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 17  | 1号機 | 活性炭ホールドアップ装置換気空調用排風機（A）出口ダンパ操作用電磁弁において、切替不良（閉側）が認められたため、当該弁を点検・修理                 | D    |    |
| 18  | 3号機 | 所内用電源設備高圧閉鎖配電盤（メタクラ）において、扉鍵の空回りによる施錠不可（3箇所）が認められたため、当該扉を点検・修理                     | D    |    |
| 19  | 3号機 | 所内ボイラ（A）給水積算計（小容量）前弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理                                  | D    |    |
| 20  | 3号機 | パワーセンタ室の換気系局所空調機ユニットにおいて、フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・修理                             | D    |    |
| 21  | 4号機 | 原子炉建屋北側二重扉（原子炉側）において、ロックピン不良による閉動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理                            | D    |    |
| 22  | 4号機 | ヒータドレンポンプ（B）ピット内点検時、水が溜まっていることが認められたため、対応検討                                       | B    |    |
| 23  | 4号機 | 主タービン油処理系油移送ポンプ吐出圧力計の検出配管より油のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理                               | D    |    |
| 24  | 4号機 | 主蒸気配管支持装置・オイルスナッパにおいて、油配管の弁グランド部に油のリーク（1箇所）が認められたため、当該スナッパを点検・修理                  | D    |    |
| 25  | 5号機 | プロセス計算機アラームタイパの紙送り機構において、ホルダに折損が認められたため、当該ホルダを点検・修理                               | D    |    |
| 26  | 6号機 | プロセス計算機アラームタイパの給紙用送りガイドにおいて、プラスチック部に破損が認められたため、当該部を点検・修理                          | D    |    |
| 27  | 6号機 | 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室スチームドレンサンプポンプ（D）の点検において、組立時にカップリングフランジ部を損傷させたことが認められたため、対応検討 | C    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                      |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで